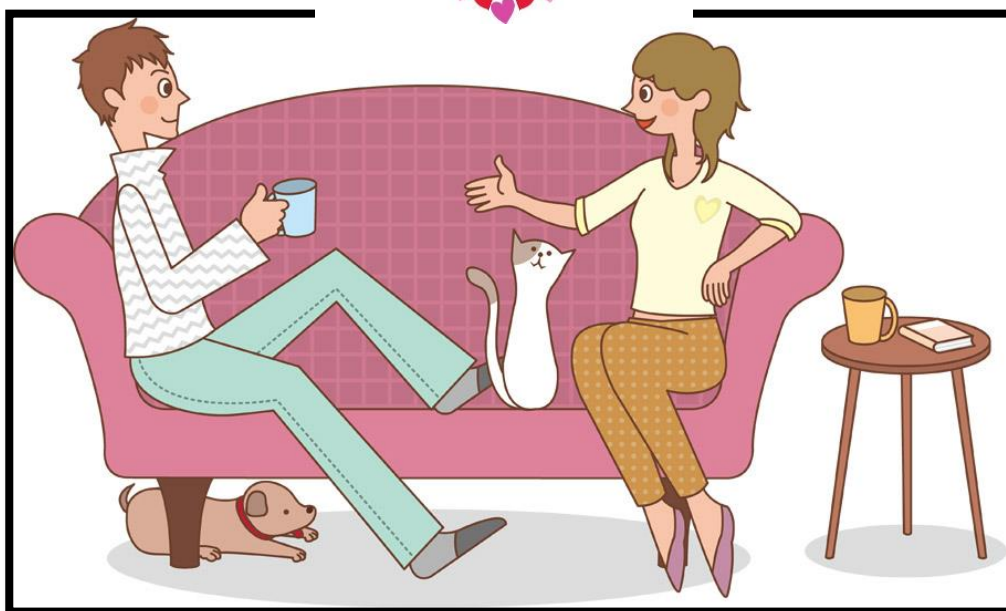


# 結婚新生活支援事業補助金

## 申請の手引き(令和6年度版)



令和6年4月

宇城市こどもセンター少子化対策係

## 1 宇城市結婚新生活支援事業補助金について

この補助金は、本市に住んでいる新婚世帯に対し、新生活に伴う経済的負担を軽減するため、住居費、リフォーム費用及び引越費用の一部を補助するものです。本補助金は、こども家庭庁による交付金を活用し、少子化対策や定住化の推進を図るものとして実施しています。

## 2 対象者

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請時において以下の要件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

また、令和5年度のこの補助の決定を受けた世帯であって、その受給額が補助上限額に達しなかった新婚世帯も補助を受けることができます。

### 補助の要件

- ☑ 対象期間において、夫婦が市内に居住し、住民登録をしていること。
- ☑ 婚姻時において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- ☑ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。
  - ※ 市区町村が発行する令和6年度(令和5年分)所得証明書または非課税証明書で確認します。
  - ※ 合計額が500万円以上の場合でも、次に該当するときは所得の控除ができます。

### 夫婦に貸与奨学金の返済者がいる場合

夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得額から令和5年分(令和5年1月～12月)の奨学金返済額を控除します。年間の返済額が確認できる書類を提出してください。

- ☑ 補助金の交付を受けた日より2年以上継続して市内に居住する意思があること。
- ☑ 夫婦の双方が市税を滞納していないこと。市外から転入している場合においては、転入前の市町村税についても滞納がないこと。
- ☑ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

## 3 対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支出した、**住居費(新築・購入・賃貸)**、**リフォーム費用**、**引越費用**が対象です。

※ 申請者本人または配偶者が支払った費用が対象となります。

### 住居費（新築・購入の場合）

結婚に伴い取得した住宅の工事請負費または住宅の購入費

※ 土地の購入費用は対象外です。

### 住居費（賃借の場合）

結婚に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

※ 賃料及び共益費は3か月分を上限とします。なお、賃料及び共益費を日割で支払った月については、その支払い額を1か月分とみなします。

※ 原則として、婚姻日以降の費用が対象となります。ただし、婚姻前から夫婦が同居していて、賃貸借契約書または住民票の写しにより同居していた実態が確認できる場合は、婚姻前の同居期間の費用も対象となります。

※ 駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料、保証料などの費用は対象外です。

※ 賃借費用を対象経費とする申請において、夫婦の勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を賃貸費用の対象経費から控除します。

※ 住宅手当の支給がない場合も、住宅手当支給証明書の提出が必要です。申請時に離職していた場合でも、対象経費を支払った期間に就業していた場合は、提出が必要です。

### リフォーム費

結婚に伴う住宅のリフォームに要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用

※ 賃借住宅に係る工事費用、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。

### 引越費用

結婚に伴う引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費用や運送費用

※ 不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用は対象外です。

## 4. 補助金額

(1) 婚姻日における夫婦の年齢によって、補助上限額が異なります。(新規対象者)

(年齢区分は、夫婦いずれかの高い方による。)

29歳以下の世帯：60万円(上限)、30歳以上39歳以下の世帯：30万円(上限)

※実支出額が上限額に満たない場合は実支出額となります。(1,000円未満切り捨て)

- (2) 令和5年度の補助決定を受けた世帯であって、その受給額が補助上限額に達しなかった世帯：補助上限額から令和5年度受給額を引いた残額（継続対象者）  
※実支出額が残額に満たない場合は実支出額となります。（1,000円未満切り捨て）

## 5. 申請期間

令和6年6月3日 午前8時30分 ～ 令和7年3月31日 午後5時15分

ただし、予算に限りがあるため、申請が多数の場合、年度途中でも事業が終了となることがあります。

申請状況については、ホームページでご確認ください。

## 6. 申請方法

「宇城市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書」及び必要書類、印鑑をご持参いただき、こどもセンター少子化対策係へ直接提出してください。

申請書および以下◎印の添付書類は、ホームページから様式のダウンロードが可能となっているほか、こどもセンター少子化対策係窓口でも配布しています。

- ※ 申請条件に当てはまるか、対象経費となるかなどは、お早めにこどもセンター少子化対策係へお問い合わせください。
- ※ 申請書の提出は、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。
- ※ 郵送やFAXでの提出はできかねます。

### 共通の添付書類（全員が提出）

- ◎ 宇城市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ◎ 同意書兼誓約書（様式第4号）
- 婚姻届受理証明書または戸籍謄本
- 夫婦の令和6年度（令和5年分）の所得証明書または、令和6年度（令和5年分）非課税証明書
  - ※ 令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。
  - ※ 所得未申告の場合、申告が必要となります。
- 夫婦の未納がない証明書 ※ 納税証明書ではありません。

※宇城市内に住所がある方について、戸籍、所得等の台帳が宇城市にあり、市においてそれらの台帳照会を行うことに同意された場合は、上記の添付書類を省略できる可能性がありますので、事前に「こどもセンター少子化対策係」の窓口までご相談ください。

### 該当者のみ提出する添付書類

### 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】

- 貸与型奨学金の返済金額を確認できる書類（返還証明書など）  
夫婦の合計所得から、貸与型奨学金の返済額を控除します。  
※ 令和5年分（令和5年1月1日～12月31日）の返済額を確認します。

### 住宅を新築・購入した場合の添付書類

- 住宅の売買契約書または住宅の工事請負契約書の写し  
（契約日、契約物件名（所在地）、対象経費（建物代金）の金額、売主・買主双方の捺印があるもの）
- 支払いの内訳がわかる領収書等の写し  
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）

### 住宅を賃借した場合の添付書類

- ◎ 住宅手当支給証明書（様式第3号）  
※ 住宅手当を受けていない場合でも、給与支払者の証明が必要です。  
※ 申請時にすでに離職している方でも、対象経費を支払った期間に就業していた方は、提出が必要です。
- 賃借契約書の写し  
（契約日、契約物件名、対象経費の金額、内訳、借主・貸主双方の捺印があるもの）
- 支払いの内訳がわかる領収書等の写し  
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）  
※ 支払先からの領収書が発行されない場合、銀行振込の伝票やクレジットカード利用明細、ネット銀行の取引履歴明細証明書等を代わりに提出することができます。原則として経費詳細（支払者の氏名、支払の内容、支払日、支払先）がわかるものをご用意ください。

### 住宅をリフォームした場合の添付

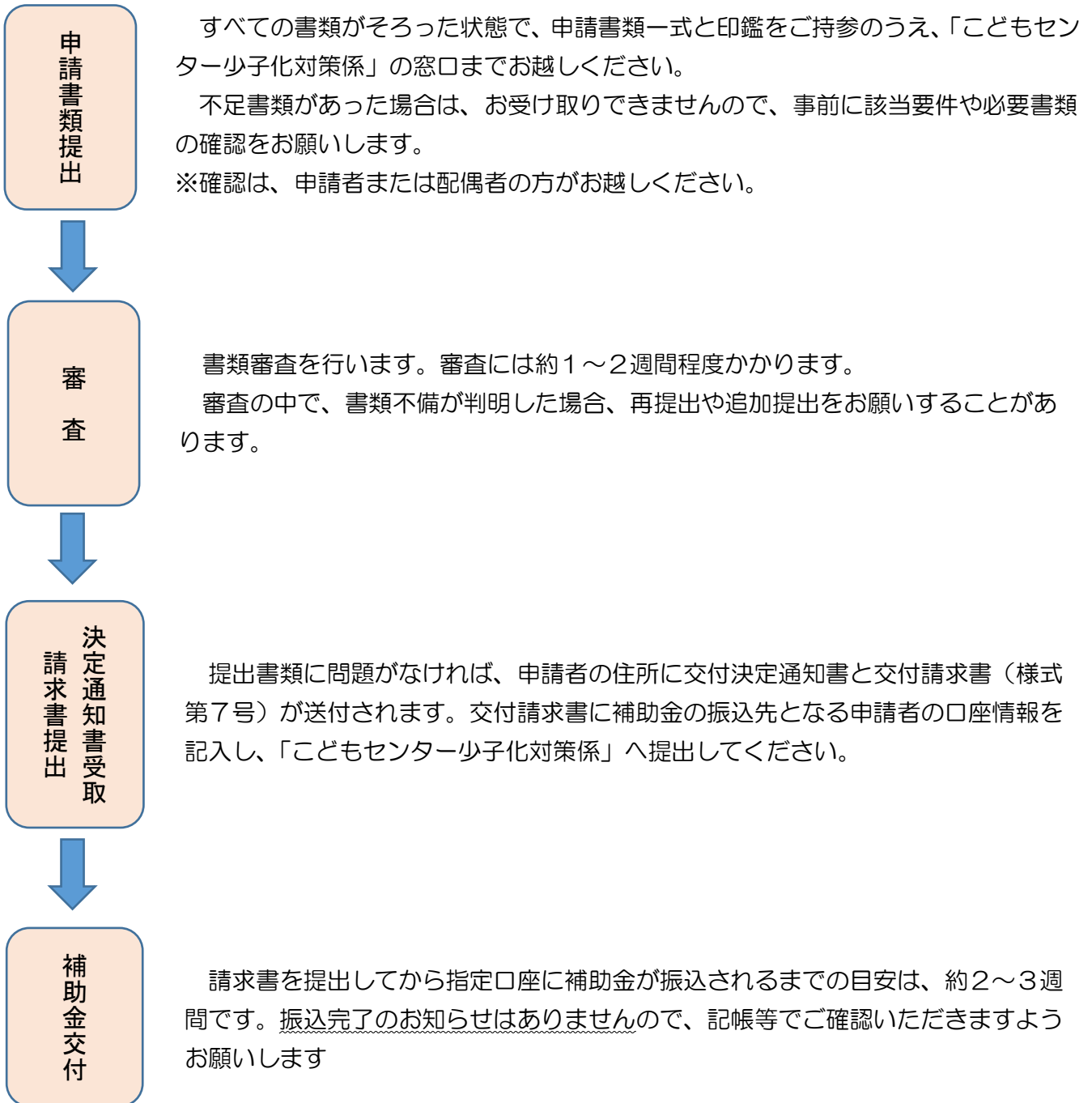
- 工事請負契約書または請書の写し  
（契約日、工事名称、工事内容、請負者名の捺印があるもの）
- 【契約書や領収書に工事内容の内訳が記載されていない場合】内訳がわかる見積書等の写し  
（作成日、依頼者の氏名、工事項目及び仕様、金額の内訳が明記され、作成者の捺印があるもの）
- 領収書の写し  
（支払者の氏名、金額、支払の内容、支払日（領収日）、支払先が記載されているもの）

### 引越をした場合の添付書類

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

(支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日(支払日)、支払先が記載されているもの)

## 7. 申請から補助金交付までの流れ



**【問い合わせ先】**

宇城市福祉部 こどもセンター少子化対策係 (宇城市不知火支所 2階)

電話 0964-33-1118 (内線 3206)

E-mail kodomosenta@city.uki.lg.jp